

岩松地区まちづくり協議会規約

制定 令和 4年 5月21日

(名称及び事務局)

第1条 本会は、岩松地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を岩松まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 協議会は、岩松地区住民が主体となって地区共通の願いの実現及び日々変遷していく地域環境に伴う課題に対応した活動計画の立案並びに実施のための組織として富士市民憲章を規範とした快適なまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 協議会の会員は、岩松地区内の居住者とする。

(活動)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 岩松地区内各種団体の連携を図り、活動の情報交換を行うこと。
- (2) 市、県等の行政機関及び関係機関に協力するとともに、地区内の各種団体が行う行事等に参加協力する。
- (3) 岩松地区の課題の把握と解決に努める。
- (4) 必要に応じ研修会、講演会等を開催する。
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事項

(部会)

第5条 協議会に、前条の活動を推進するため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 総務企画部会
- (2) 生活安全部会
- (3) 体育保健部会
- (4) 青少年育成部会

- 2 部会は、部会長、副部会長及びまちづくり活動推進委員（以下「推進委員」という。）並びに部員をもって構成する。
- 3 推進委員は、各区から選出された者並びに組織及び団体から選出された者をもって当てる。
- 4 部員は、各区から選出された者をもって当てる。

(部会の所掌事項)

第6条 前条1項各号に掲げる部会の所掌事項は、次の表のとおりとする。

部会名	所掌事項
総務企画部会	(1) 協議会の広報に関する事 (2) 協議会の活動の企画推進に関する事 (3) 部会間の連絡調整に関する事 (4) 他のいずれの部会にも属さない事項
生活安全部会	(1) 交通安全に関する事 (2) 防災に関する事 (3) 防犯に関する事
体育保健部会	(1) スポーツの推進及びレクリエーションに関する事 (2) 運動による健康推進に関する事 (3) 食生活による健康推進に関する事 (4) 定期検診の受診等健康の維持管理の推進に関する事
青少年育成部会	(1) 青少年の地域参画による健全育成活動に関する事 (2) 青少年を犯罪から守る健全育成活動に関する事 (3) 青少年の健全育成のための家庭教育の支援に関する事 (4) 芸術文化の振興に関する事 (5) 地域福祉に関する事

(役員)

第7条 協議会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名+区長
- (4) 事務局長 1名
- (5) 部会長 各部1名
- (6) 副部会長 各部若干名
- (7) 会計 1名
- (8) 会計補佐 1名

(役員を選任及び選出基準)

第8条 役員は、会員から選任し総会の承認を得るものとする。ただし、区長は各区民を代表する者として理事に選任するものとする。

2 部会長及び副部会長は、推進委員の中から選任する。

3 役員は各区からの選出基準は、300世帯未満は1名、300世帯以上600世帯未満は2名、600世帯以上は3名とし、部会を構成する部員の各区からの選出基準は、各部会に対し1名を選出するものとする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括するとともに総会及び理事会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。また、副会長は協議会の各部会を担当するものとし、担当部会は会長が指定する。
- (3) 理事は、会務の円滑な運営に当たる。
- (4) 事務局長は、第19条第2項に規定する職務を遂行し統括する。
- (5) 部会長は、担当部会の活動の計画立案及び実施等部会の運営に当たる。
- (6) 副部会長は、部会長を補佐し部会の事業の円滑な遂行に当たる。
- (7) 会計は、協議会の運営及び活動にともなう出納経理事務を担当する。
- (8) 会計補佐は、会計を補佐し、会計に事故あるときはその職務を代行する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期中で役員の仕事若しくは補充の必要が生じた場合の後任の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も新役員が決定するまでの間はその仕事を行うものとする。

(監事)

第11条 協議会に、監事を置く。

- 2 監事は、会員から選任し総会の承認を得るものとする。
- 3 監事は2名とし、協議会の会計監査業務を担当する。

(顧問)

第12条 協議会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、協議会の運営全般について助言又は意見を述べるものとする。

(相談役)

第13条 協議会に、相談役若干名を置くことができる。

- 2 相談役は、協議会の会長又は副会長歴任者若しくは会長が適任と認める者に対し、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 相談役は、会長の諮問に応じ、協議会の事業について助言又は意見を述べるものとする。

(会議)

第14条 協議会の運営のための会議は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 部会

(総会)

第15条 総会は、協議会の最高議決機関で毎年1回定期総会を開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は役員 $\frac{1}{3}$ 以上から請求があった場合は臨時総会を開催するものとする。

- 2 総会は、組織及び団体等の代表者の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数により決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画、事業報告に関する事項
 - (2) 予算、決算に関する事項
 - (3) 規約の改廃等に関する事項
 - (4) 新役員の承認に関する事項
 - (5) その他協議会の運営に関し必要と認める事項

(役員会)

第16条 役員会は、協議会の事業活動を円滑に推進するため必要に応じ会長が招集する。ただし、役員 $\frac{1}{2}$ 以上から請求があった場合、会長は速やかに役員会を開催しなければならない。

- 2 役員会は、第7条各号に掲げる役員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 年間事業計画の策定に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 規約の改正に関する事項
 - (4) 部会の構成及び活動に関する事項
 - (5) 行政機関と協議すべき案件に関する事項
 - (6) 第10条第2項に定める後任役員の承認に関する事項
 - (7) その他、会長が必要と認める事項

(理事会)

第17条 理事会は、会長が協議会の運営上速やかな対応が必要であると認める事項について協議するため随時開催することができる。

- 2 理事会は、第7条第1号から第4号までに定める役員で構成する。

(部会の会議)

第18条 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会員の連携を図るとともに所掌する事業の企画立案及び実施等について協議決定する。

(事務局及び職務)

第19条 協議会の円滑な運営を図るため設置する事務局に、事務局長及び事務局員を置き、会長が委嘱する。

2 事務局長及び事務局員の職務は、次の各号に掲げるものとし、まちづくりセンターと連携して遅滞なく職務の遂行に当たるよう努めなければならない。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 市との連絡調整に関すること。
- (3) 組織及び団体等との連絡調整に関すること。
- (4) その他、会長が必要と認める事項

(経費)

第20条 協議会の経費は、会費及び市補助金その他の収入をもって充てる。

2 会費は、1世帯年間500円とする。ただし、橋下区における富士市立富士第一小学校及び富士市立富士第二小学校の校区の世帯は除くものとする。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか協議会の運営上必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定めることができる。

附則

この規約は、令和4年5月21日から施行する。